

〔平 26 . 4 . 24  
法 D 4 - 4〕

# 税制調査会（法人課税 D G ④）

## 〔地方税の取扱い〕

平成 26 年 4 月 24 日（木）

財 務 省

## 地方税の損金算入について

### 【経緯・現状】

- 現行、法人事業税や固定資産税等の地方税は損金に算入される。

### 【見直しの視点】

- 法人事業税や固定資産税等は、所得（利益）から納付することが予定されている法人税や法人住民税と異なり、事業に関連して発生する税であることから、費用性があるものと認められ、損金に算入される。
- これは、納税者の国税負担を軽減しつつ、地方税収を確保していることを意味する。特に、地方公共団体が超過課税を行う場合には、その分交付税財源ともなっている国税収入が減少するとともに、法人住民税や事業税の課税ベースの縮小を通じて他の地方公共団体の税収にも影響を与える。
- 他方、近年、多くの地方公共団体が、特区制度などの活用も図りながら、これらの税を減免することによって企業誘致を行っている。この場合には、逆に国税における損金算入額が減少し、国税負担は重くなる。これは上述のように、地方税の実質負担が国税における損金算入によって軽減されていることの裏返しであるが、納税者にとっては分かりにくい仕組みと考えられる。
- ドイツでは、2008年の法人税改革において、外形的な課税ベースを含む営業税を損金不算入とした。これは法人税、所得税及び営業税について、納税者にとってそれぞれの税目の実質的な税負担の識別が容易になるようにするとともに、国及び地方の双方にそれぞれの税目による収入の境界を明確化することを目的としたもの。

### 【損金に算入される地方税の主な例】

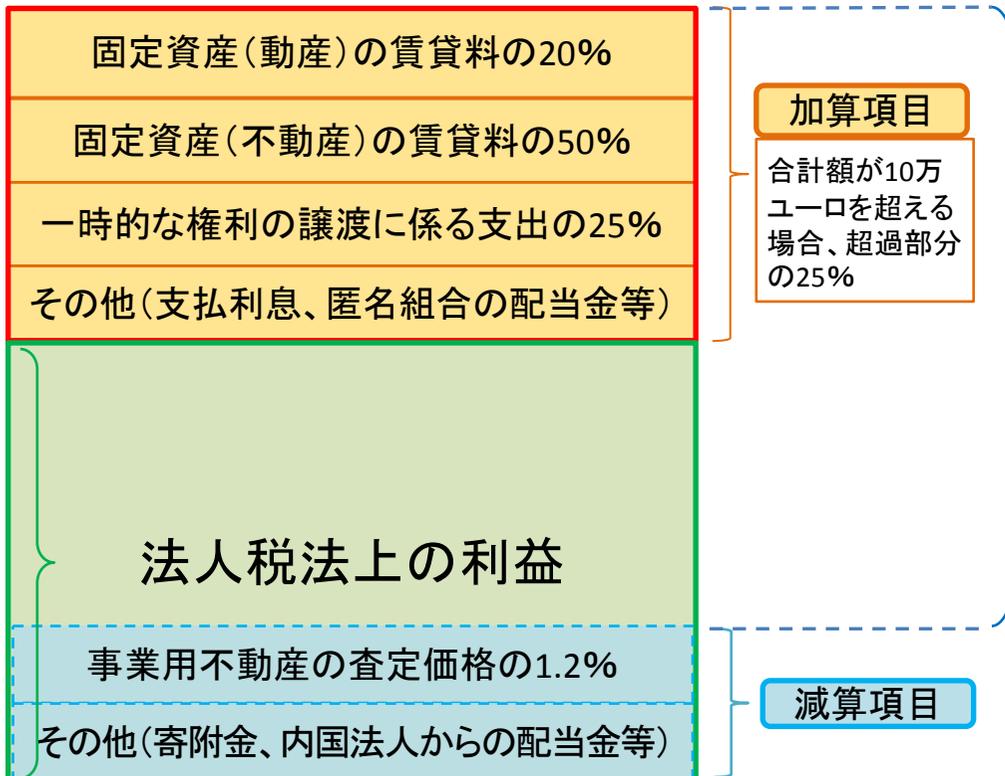
- ・ 法人事業税 26,424 億円、地方法人特別税 21,881 億円
- ・ 固定資産税 86,129 億円、都市計画税 12,266 億円、事業所税 3,464 億円（これらは個人分も含む）

（注）計数は 26 年度予算額。地方法人特別税は国税（税収全額が地方財源）。

# ドイツにおける営業税について

- ドイツにおいては、地方税として、外形的な課税ベースを含む営業税が存在（2012年における税収は423億ユーロ（約5.7兆円））。
- 営業税は法人税、所得税及び営業税自身の課税ベース計算において損金算入が認められていたが、2008年に当該措置は廃止された。

## 営業税の課税ベース



## 営業税の損金算入否認

### 趣旨

法人税や所得税の算出基礎から営業税の控除をなくすことにより、税目間の収益の境界を明確化し、租税負担の透明化を実現する。(2008年法人税改革法案)

## 営業税の算定

$$\text{営業税額} = \text{所得} \times \text{賦課率} \times \text{課税指数} \quad (3.5\%)$$

市町村ごとに賦課率を決定  
(全ドイツ平均は393%)